

佐同教だより

佐賀県人権・同和教育研究協議会

佐賀市大和町大字川上927番地 佐賀県教育センター 中研修室棟内

TEL 0952(62)6434 FAX 0952(62)6435

2024年度佐賀県人権・同和教育研究協議会 第2回実践交流会(福富ゆうあい館)

「テーマ」「更生保護」活動の実践を参考にし、人権問題や差別事象の解決に向けて私たちがしなければならぬこと、私たちにできることを交流し合う。

2025年1月14日(火) 福富ゆう

あい館にて『第2回実践交流会』を開催いたしました。佐賀県内の社会教育関係者及び学校教育関係者等の多くの皆様方187名の参加がありました。

『開会及び主催者挨拶』を佐賀県人権・同和教育研究協議会 橋本 直史副会長が行いました。日頃よりの差別の解消と一人ひとりの人権が尊重された社会の実現に向けての真摯な取組がなされていることへの感謝の言葉が述べられました。併せて、佐賀県人権・同和教育研究協議会での同和問題の早期解決及び県民一人ひとりの人権意識の高揚を図る上での人権・同和教育、啓発の推進への取組について話されました。

ただ現在、部落差別を基軸とするさまざまな人権問題の存在、インターネット普及による差別及び誹謗中傷等の拡大

や不正使用等について危惧されました。

次に、松本 敬 佐賀県人権・同和教育研究協議会 研究局長が基調提案を行いました。

基調では、あらゆる人権課題に取り組んできた中で、啓発・推進が積極的になされていなかった『刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう』『犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう』について、現状を正しく知り考えていく上で、この『第2回実践交流会』を位置づけていくことが提言されました。

また、闇バイトや薬物依存などが毎日のようにニュースになり、犯罪が身近になってきている現在、子どもからおとなまで誰もが被害者にも加害者にもなり得ること、県民の誰一人として孤立することのない安全・安心な県づくりを推進するための「さがすたいる」を推奨していくことも提案されました。今後、「人権啓発及び人権教育を日常において、どのように仕組んでいくのか」「差別をなくすか」「だ」と言ってもよいのではないのでしょうか。

演題;「罪を犯した人たちによりそって・・・～更生保護のいま～」

講師;上田 京子さん(佐賀県保護司会連合会 事務局長)



(講演内容)

「日本の治安はよいと思いませんか」という問いに対して、2023年では70パーセント程の人が「そう思う・まあそう思う」と回答しています。

犯罪白書によりますと、実際に犯罪はどのくらい起きていますのでしょいか。統計グラフ上では刑法犯の認知件数は年々減ってきて、落ちてきています。ただ、刑法犯検挙率は悪くなってきているのです。また、日本の犯罪は諸外国と比べると、殺人・強盗等の凶悪犯罪は日本では圧倒的に少なく、「日本は安全な国」と言えるのです。

「更生保護」とは、どういうものでしょうか。過去に犯罪(非行)をした人を地域社会の一員として受け入れ、これらの人々が自立できるように、立ち直りを支援する活動です。社会復帰へのソフトランディングとなり得る「更生保護」は、周囲における連携が必要な「福祉医療」と言えます。更生保護

法では、「善良な社会の一員として自立し、改善更生を助けるとともに、恩赦の適切な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること」とあります。罪を犯した人に寄り添い、その社会復帰を支えるのが、「保護司」なのです。保護司は地域の実情をよく知っているという「地域性」の下、無給(費用弁償のみ支給)で関わり、「地域をよりよくしたい」という思いで、別に仕事を持ちながらも「民の立場」として、「やりがい」をもって「保護観察」「生活環境の調整」「犯罪予防活動」等の職務に携わっています。犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する活動の「処遇活動」、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求め、安全安心な地域作りを行うための活動の「地域活動」に関わっています。

【実践交流の事例】↓【能登半島地震の被災地から】

当初、避難場所はカオス状態で、避難所の近くで車中泊していた夕食だけを取りに来ていたある人が、被災から2か月ほど経った頃「疲れたから、避難所に入所したい」と申し出られました。すると、そのことを知った住民から「その人は困る」という声が上がったのです。実は、その人には前科があり、数人の住民がそれを知っていたため、「入所を拒否してほしい」とスタッフは言われたのです・・・。

【事例】『避難所での出来事』を通して、考えてみましょう。①あなたが被災者の一人で、『罪を犯した人』が避難所に入所するかもしれないと聞いたら? ②あなた自身が『罪を犯した人』で、『避難所に入所したい』と申し出た時の気持ちは? ③あなたが運営するスタッフの一人で「入所を拒否してほしい」と言われたら? ↓【付箋に自分の考え等を書く】

【参加者のアンケートより感想・意見等】



・(小学校教員) 制度的な内容については、学校現場と直接関わらない部分だったので難しく感じた。事例「避難所での出来事」を通して、NPOを体感できた。立場が変われば、自身の気持ちや考えも変わってしまうため、相手に理解してもらおう、分か

り合おうと思っても、簡単ではないと感じた。

・(小学校教員) 保護司の方の役割や活躍を分かり聞くことができました。能登半島地震の際の事例は、立場によってそれぞれ考えや思いがちがうため、どんな行動をするのか判断することが難しかったです。みんなに生きる権利があるものの、気持ちよく生きていくのは難しいことだと実感しました。

・(小学校教員) 近代法の精神が教育刑であり、受刑者の社会復帰を前提としている点で保護司の役割は大きい。ただ、日本を含むアジア圏では刑罰を見せしめとしての懲罰刑として見る風潮が強い。この傾向はなかなかそう簡単に変化しないだろう。日本人の犯罪を憎む感情や交番制度などが、ある意味低い犯罪発生率を実現させている要因となっているのかもしれないし、逆に犯罪を憎む正義感や加害者への処罰感情、被害者への同情が出所者の更生を阻害している可能性もある。

・(中学校教員) 罪を犯した人に対して、社会復帰を促すための周囲の理解、支援が必要だと思った。

特に保護司の方がどのように関わっているかということを知ることができた。「犯罪加害者の社会復帰の道は決して楽なものではない」と個人的には思う。加害者の反省、自分の特性にどう向き合って前向きに生きていくのか、その思いを支えていく。

・(中学校教員) 保護司さんの仕事や、罪を犯した人に対する問題について知り、考えることができた。罪を犯すつもりもなくて犯してしまい、心から償い、社会への復帰をめざす人も多く、そういった人に対して差別が大きいのはつらい状況であり、何とかしなければと考えさせられた。今日のお話にあったように、相手を知り、今の本人をしっかりと見ることがとても大切だと思いました。

・(高校教員) 罪を犯した人たちの更生について、初めて考えることができた。特に、被災地での事例を通して、もしそのような状況で自分だったらどうするか考えた時に、やはり家族に近づけたくないという思いが自分の中にあることに気づいた。しかし、罪を犯したとはいえ、同じ人として、その人の人権を尊重しなければならぬとも考える。出された意見にもあったように、私は「その人を知ることが大切だ」と感じた。ただ避けるだけでなく、関わることで、あるいは関わりを通して「信じている」というメッセージをその人に送ることも大切だと思う。

・(行政職員) 罪を犯した人の更生に関わる保護司の仕事について学ぶことができた。事例検討により、被災者、罪を犯した人、避難所を運営するスタッフのそれぞれの立場に立って、自分ごととして考える時間を持つことができた。あらゆる差別の問題と同じように、先入観や思い込みにとらわれず、相手を理解することから始めなければならぬ。

【実践交流】能登半島の被災の時に、前科がある方が「避難所に入所したい。」と申し出てきた。三つの視点から考えてみましょう。

①あなたが被災者だったら・・・

・小さい子どもと一緒にいるから、少し不安。何も言い
はしないと思う。なかなか言いにくい・・・。
・不安にはなるが、誰もが困っている状況なので、
受け入れに同意すると思う。

・慎重になる。びっくりするかもしれないが、お互いに困っていたら、助け合うべきだと考える・・・。
・どういう罪を犯して、どういう経路で社会復帰されているか分からないので、怖い。再犯率も高く、何かあったらどうするのか。受け入れるのであれば、相談窓口の設置をお願いしたい。

②あなたがかつて罪を犯した人だったら・・・
・みんなが嫌がるだろうから、なるべく入所したくないが・・・。もう限界だから、受け入れてほしい。
・罪を犯したということがバレなければいいがと不安に思う。知っている人がいるなら、別の避難所を私は探していく。

・受け入れてもらえるだろうか。「犯罪者ではなくなった」と言っても、難しい。
③あなたが運営するスタッフの一人だったら・・・
・「助け合っていこう」と説得すると思う。複数のスタッフで目を配っていくと思う。対話を・・・。
・誰もがいろいろな悩みを抱えて困っている。それぞれの人が入れる場所にしたい。命を守ることを何よりも一番の優先順位にしたい。

・入所拒否はできないと説明する。しかし、地震の被害に遭った上に泥棒に遭う事例等も聞くので、拒否される気持ちも理解はできる。

【社会教育部 研修会】1月21日(火) 研修①
「隣保館の歴史と歩み及び人権のまちづくり事業」
講師；中川正博さん(佐賀市隣保館 館長)
講師；山口弘一さん(佐賀市隣保館 副館長)

始めに中川館長さんより、「1958(昭和33)年、社会福祉事業法(現在の社会福祉法)の改正が行われ、隣保館の法制化が進み、同和地区での隣保館への運営費補助制度が設けられ、同和地区に隣保館が建設されるきっかけとなりました」と隣保館設立の定義をお話されました。具体的方策として、「隣保館は、対象地区住民の社会福祉を積極的に推進する人権・同和问题解決のために、対象地域におけるコミュニティセンターとして運営することが必要」と説明を付け加えられました。

差別意識解消に向けた教育や啓発も推進され、人権・同和问题に対する状況は大きく変化したことを踏まえ、その対応は、一般対策の中で必要とされる施策として実施されていくと説明されました。
(「佐賀市」隣保館の主な事業)

- ① 相談事業(目的)・地域住民の生活上の各種相談を受け、適切な助言と指導を行い、自立促進の取組を進め、関係機関と十分な連携を取り合って、地域住民の生活の向上を図る。
- ② 啓発活動事業 ア、各種教室 イ、成人解放学習会・識字学級 ウ、周辺地域巡回事業
- ③ 地域交流事業 ア、ふれあい学習つどいの会 イ、悠友クラブ ウ、人権・同和问题県外現地研修会 エ、隣保館まつり オ、もちつき会
- ④ 地域保健福祉事業 ア、脳いきいき健康塾 イ、地域版元氣アップ教室 ウ、音楽サロン教室
- ⑤ 学力促進事業 ア、人権総合学習

【参加者のアンケートより感想・意見等】
・隣保館の概要等、よく理解できた。隣保館の意義や若い世代へどう関わってもらおうかが課題でした。他の市町との情報交換も勉強になった。

・学生の頃、その当時の解放学習会に行っていたので、その頃の様子も少し聞けて、懐かしかった。

・隣保館設立から刻々と変わる社会での歩み、また、現状や公民館との違い等、考える内容でした。利用者が減少しているのは寂しいことだと感じました。
・隣保館の設立の経緯や意図等を知ることができた。利用者も減っている中で、公民館とのすみ分けが難しい。人権問題の啓発という意義は大きいですが、住民に対してニーズがあるのか。

・隣保館と教育集会所との違いについて理解することができた。設置目的、活動内容等同じこともあり、職員配置についても同じように感じました。名称や組織は違っても、差別をなくすことに努力されていることは同様だと思いました。短い時間でしたが、グループ討議では得るものがありました。

・隣保館と教育集会所について、詳しく知ることができました。部落差別問題のために今後の展望を持ちながら市民の利用を増し、啓発活動に努めなければならないと思いました。



・隣保館と教育集会所、公民館に関する所感、世帯数等の明確な相違点を理解することができました。従前の設置基準からも事業方向性等を今後は構築していきたい。

【社会学同研修会】1月21日(火) 研修②
「インターネットにおける誹謗中傷の実態とその流れについて」
講師；山田宏一郎さん(佐賀新聞社映像写真担当)

講師の山田さんは始めに、「インターネット上で気軽に自由なコミュニケーションを行うことができるようになった。その一方で、匿名のまま不特定多数に向けて誹謗中傷を書き込んだり、特定個人のアカウントに対して一方的に誹謗中傷のメッセージ等を発信したりする事例が発生しており、インターネット上の問題等が深刻な社会問題となっている」と話を切り出されました。インターネット上では、誰もが気軽に自分の意見や思いを投稿できるが、投稿内容によっては人を傷つけてしまう。「たとえ、顔は見えなくても、向こう側にも同じ人間がいることを想像し、ルールやモラルを意識した、正しい利用に心がけていきましょう」と話をされました

(事例①) 差別本、メルカリで拡散)・戦前の調査報告書が基になったとされる「部落地名総鑑」は、出版された1970年代に差別事件として社会問題化した。その復刻版が販売され、「佐賀メルカリ事件」として関係者に衝撃が走った。

(事例②) 「売ればいい」 軽はずみ 差別本出版(動機)・佐賀県内の当時高校生の男性が「部落地名総鑑」の原本の復刻版を販売していた。

(事例③) 教える側も「人ごと」克服を)・「ガジン」と呼ばれたらどう思う?。人権・同和教育の現場で、教師がこんな質問を投げ掛けることがある。

(事例④) 部落差別投稿 見逃さぬ)・部落差別を助長する情報等が拡散される問題に対し、削除につなげるモニタリング事業に取り組む自治体がある。

【参加者のアンケートより感想・意見等】

・ネットの匿名性は、人間の顔を隠してしまうものだと感じました。相手が見えなくなることで、何をしてもよいと錯覚をすと思えます。同じ一人の間であることを忘れてはいけないと思いました。

・インターネットにおける誹謗中傷についてのネットリテラシー教育は行っていますが、違った角度の話も聴けて、意義のある研修を受けることができました。今後の実践に活かしていきたいと思っています。

・アンチな意見を持って、炎上させている様子がよくわかりました。メルカリ事件からも、差別に関して正しいことを知っていなければ大きな事件になってしまうことがわかり、人権についての学びの姿勢が子どもにもおとなにも求められると思います。

・誹謗中傷で苦しみ命を絶つ人の話を聞く度に胸が苦しくなる。誹謗中傷は家族にも影響を及ぼすもので、コメント等を投稿する側の人間が追い込んでいく事実を認識していないことが問題であると思う。

・事前に、講演名を見たときから関心がありました。ネット社会や個人情報保護に配慮する時代だから

「これからも慎重に取り扱う責任がある」と感じました。

・講師の「うらが取れないものは書かない」と言われたことが印象に残った。誹謗中傷や炎上の背景には、本当のことなのかという、精査なしに行き過ぎたものが本場に多いと思う。「これは本当か?」

と、踏みとどまることは今後

大切だと思う。



2025年度(来年度) 主要行事

期 日	行 事 名	日 時・場 所 等
4月18日(金)	研究大会実行委員会事務局研修会①	基山町
5月2日(金)	理事研修会①研究大会実行委員会①	
5月23日(金)	第56回総会並びに研修会	福富ゆうあい館
8月19日(火)	第51回九州地区人権・同和教育夏期講座(佐賀大会)	13:00~16:30 佐賀市・神埼市・小城市
8月20日(水)	第51回九州地区人権・同和教育夏期講座(佐賀大会)	9:00~15:30 佐賀市・神埼市・小城市
8月26日(火)	研究大会実行委員会事務局研修会②	基山町
9月2日(火)	理事研修会②研究大会実行委員会②	
10月7日(火)	研究大会実行委員会事務局研修会③	みやき町
10月24日(金)	第54回佐賀県人権・同和教育研究大会 分科会	9:30~16:00 鳥栖市・基山町・みやき町
10月28日(火)	佐賀県人権保育研究集会	オンデマンド
11月11日(火)	研究大会実行委員会事務局研修会④	みやき町
11月18日(火)	理事研修会③研究大会実行委員会③	
1月13日(火)	実践交流会②	13:30~16:30
1月27日(火)	理事研修会④研究大会準備委員会①	
2月13日(金)	研究大会準備委員会事務局研修会①	伊万里市・有田町